

減量推進員ニュース

発行:茨木市 産業環境部 資源循環課

TEL:072-620-1814 FAX:072-627-0289 E-mail:shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp



1

紹介 廃棄物減量等推進員について

廃棄物減量等推進員とは、市の減量施策にご協力いただくとともに、地域住民に対する啓発や地域でのごみ減量・リサイクル活動を推進していただく「地域と市のパイプ役」となっていただく方です。自治会等から推薦いただいた方で構成され、任期は2年間※です。推薦推進員の方の主な活動は次の4つです。2年間、どうぞよろしくお願ひします。(※途中で交代がある場合は変更の届出が必要です)

■ ごみ集積場所の確認

各地域のごみ集積場所の状態を把握していただき、実情に応じて市の制度等をご利用ください。また、市ではごみ集積場所でするものとして、下記の物品を貸与・配布しています。

①ごみ集積所看板



②防鳥ネット



↑2種類のサイズがあります。
(大) 3m×4m
(小) 3m×3m

③びん回収箱



↑びんを少量出される場合に、便利な回収箱です。使用される場合は、びんは袋には入れず、そのまま回収箱の中に入れてください。
(サイズ:縦37.5cm×横52.5cm×奥行36.5cm)

④ラミネート看板



↑作成までに約1週間お時間をいただきますので、事前にお電話等でお申し込みください。

■ ごみの適正排出の啓発

「資源物とごみの分け方・出し方」のリーフレットや冊子、ごみ出しに便利なスマートフォン用アプリ「茨ごみプリ」のちらしを、ご希望の方に印刷、配布しています。地域での正しいごみ出し啓発にご活用ください。

※ ①～⑦は資源循環課または環境事業課窓口で配布しています。
(④・⑥・⑦については資源循環課のみ)



⑤リーフレット



※お渡しできる数には限りがあります。

⑥冊子



⑦ちらし

■ 地域の要望や提言等の伝達

ごみに関する要望や提言等がありましたら、自治会の意見をまとめて市の担当課へ相談、協力依頼をしてください。

- ◆資源物・ごみの 分別、減量化、再資源化に関すること・・・資源循環課 (TEL:072-620-1814)
- ◆資源物・ごみの 収集、ごみ集積場所に関すること・・・環境事業課 (TEL:072-634-0351)

■ 市の減量施策への協力

研修会等市の減量施策にご協力ください。令和4年度の予定は研修会(2回程度、時期・内容未定)、ダンボールコンポスト講習会(11月予定)です。詳細が決まり次第、当ニュース紙面等でご案内します。

2

お知らせ

再生資源集団回収報奨金制度について

～令和4年度の団体登録を現在受付中です～

期限：6/30(木)

現在、本課では令和4年度の再生資源集団回収報奨金制度の団体登録の申請を受付しています。

報奨金の支給には、まずは現在受付をしている団体登録が必要です。この団体登録は一度登録しても、翌年に引き継がれていくものではないため、**前年度に登録している団体であっても改めて登録の手続きが必要となります。**



例年本制度を利用されている地域の推進員の皆さまは、担当の方に新年度の団体登録が必要であることをお伝えいただきますようお願いいたします。また、まだ集団回収を実施されていない地域は、ぜひこの機会に集団回収の実施についてご検討いただきますようお願いいたします。

参考 再生資源集団回収報奨金制度

■ 制度の概要

資源物の集団回収を行う団体に対して、報奨金を支給する制度です。

集団回収とは・・・市が実施している資源物回収とは別に、住民団体が古紙、空き缶等を自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

■ 金額と支給方法

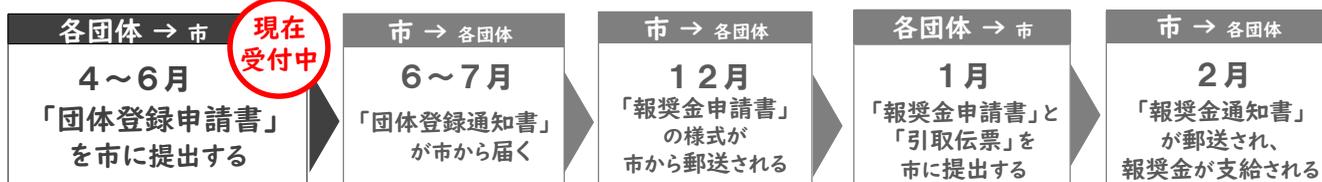
- ・金額は、基本額20,000円に、回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計(ただし上限75,000円)となります。
- ・支給方法は、団体名義の金融機関口座への振込みとなります。

■ 制度の対象団体

次のすべての要件をみたす団体が対象となります。

- ①市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会など)
- ②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
- ③再生資源の年間回収数(1月から12月まで)が6回以上あり、かつ、年間回収量が1トン以上であること

■ 報奨金制度の流れ



■ 団体登録申請書の入手方法

資源循環課のホームページからダウンロードしてください。

(ホーム>くらし・手続き>ごみ・し尿>ごみの減量・再資源化の取組み>報奨金・補助金>再生資源集団回収事業への報奨金制度)

■ 団体登録申請書の提出方法

郵送または持参で資源循環課(南館3階25番窓口)までご提出ください。

郵送の場合の送付先：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 産業環境部 資源循環課 宛

お願い 人と人との接触機会を減らすため(感染症対策)、できるだけ**郵送**による書類の提出にご協力をお願いします。

3

お知らせ

マイボトル専用給水機の設置について

本市は、マイボトルを携帯することにより、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器のごみを減らすため、**市役所にマイボトル専用の給水機を設置しました。**市役所にお立ち寄りの際は、**マイボトルを携帯し、**ペットボトル入りの飲料を新しく買う代わりに、ぜひ給水機をご利用ください。

場所	市役所本館1階北側 (パスポートセンター向かい)
費用	無料
備考	紙コップ等は設置していませんので、必ずマイボトルをご持参ください。

